

指定申請書類チェックリスト

※既存の居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定申請を行う場合に使用

(事業所名:)

(担当者名: 電話番号:)

このチェックリストにより作成された提出書類に漏れがないか、確認のうえ提出してください。

確認欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	【第1号様式】指定(許可)申請書
<input type="checkbox"/>	付表 10
<input type="checkbox"/>	【参考様式6】誓約書・追加誓約事項(別紙⑨を添付)
<input type="checkbox"/>	【第3号様式】変更届及び必要な添付書類 (運営規程の変更など、申請手続き時に変更届を提出する必要がある場合のみ。)
<input type="checkbox"/>	質問兼告知書
<input type="checkbox"/>	委任状(代理人による申請の場合のみ。) ※委任者本人が作成し、氏名を自署(または記名押印)してください。委任者が法人の場合は、名称及び代表者名を自署(または記名・代表者印の押印)してください。
<input type="checkbox"/>	業務管理体制の届出(届出事項に変更があった場合のみ。) ※事業所数等に応じた区分に変更が生じた場合、整備する業務管理体制が変わります。
確認欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	厚生労働省が定める人員基準を満たしています。
<input type="checkbox"/>	厚生労働省が定める設備基準を満たしています。

【備考】

- 提出書類が揃っていることを確認のうえ、確認欄にチェックを入れてください。
- 提出書類については、様式が変わっている場合がありますので、ホームページで最新の様式を確認してください。
【尼崎市ホームページ】<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>
トップページの「市報 ID 検索」欄に、以下の ID を入れて検索してください。
【地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援】指定に係る各種様式・・・1006592
- 厚生労働省が定める基準とは、以下の通りです。
 - ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成 11 年 3 月 31 日厚労令第 38 号)
 - ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚労令第 37 号)

以上